

第三者評価結果の公表事項(一時保護所)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人アスク

② 評価調査者研修修了番号

SK2021051 SK2021050 S2021024

③ 施設の情報

名称：栃木県中央児童相談所 一時保護課	種別：児童相談所一時保護所
代表者氏名：中央児童相談所長 藤井一夫	定員（利用人数）： 25名（21名） 2023年10月1日現在
所在地：栃木県宇都宮市野沢町4-1	
TEL：028-665-7830	ホームページ： https://www.pref.tochigi.lg.jp/e68/index.html
【施設の概要】	
開設年月日：昭和23年4月	
経営法人・設置主体（法人名等）：栃木県	
職員数	常勤職員： 12名 非常勤職員 5名
有資格 職員数	(資格の名称) 名 保育士 3名 社会福祉士 1名 看護師 2名 教員 3名 児童自立支援専門員 1名
施設・設備 の概要	(居室数) (設備等) 幼児居室 1(6名) 女子居室 4(1~4名) 男子居室 4(1~3名) 静養室 2(男1室・女1室) 特別室 1(1名) RC構造2階建 建築面積 610㎡ 延床面積1,162㎡ 体育室 138㎡ 庭 約1,250㎡

④ 理念・基本方針

【理念】

一時保護所では、様々な養育背景のある子どもを温かく受け入れ、子どもの心に寄り添い、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行います。

【基本方針】

- 子どもが安全と感じ、安心できる環境をつくれます。
- 子どもの尊厳を大切にします。

- 子どもへの共感、傾聴、受容する姿勢を大切に、子どもの心に寄り添います。
- 子どもの権利を守ります。
- 職員はケアの専門性の向上に努め、子どもを支援します。

⑤ 施設の特徴的な取組

栃木県には児童相談所が3か所あり、中央児童相談所に併設されている一時保護所が県内唯一となっている。一時保護を必要とする子どもの増加に対応するため、平成23年度に居室・面接室・学習室（教室）・食堂等を増築し、定員を18名から25名としている。また、一時保護を要する子どもの中で、状況的に学校への通学が可能と判断できる子どもに対応するため、県として2か所の児童養護施設内に「一時保護専用施設」（県央地区施設定員6名、県北地区施設定員4名）を開設している。

一時保護所には、バスケットボールコート程度の広さの体育館や、ミニサッカーができる程度の広さの庭を備えており、子どもの生活が運動不足や単調になることのないよう日常的に活用している。また、所外活動と称して月に2回、公園や各種公共施設に子どもと職員が一緒に出掛けていて、社会学習や心身のリフレッシュの良い機会となっている。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年7月14日（契約日） ～ 令和6年2月20日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1 前回の第三者評価受審結果で出た課題を年度計画で取り上げ改善してきたこと
保護所は、令和2年度に第三者評価を受審しており、その評価結果から指摘事項の内容を抽出して、令和3年度から令和5年度まで年度毎に計画を立て、改善を図っている。具体的には、事業計画において、①季節行事、②所外活動、③総合学習（令和5年度の新規項目）、④消防・避難訓練、⑤課内会議、⑥一時保護所職員研修、⑦児童向け学習会、⑧ボランティア活動、⑨子どもの権利擁護に関する業務計画の項目を設け、それぞれの事業内容について、①目的とねらい、②重点目標、③取組、④課題を設定して、反省と評価がしやすくフォーマット化し、年度末等に課内会議等で目標の達成状況や計画の実施状況の評価を行い、翌年度以降に反映できるようにしている。この体制整備により、各種マニュアル等の策定や修正は、迅速に行われ、職員の専門性の向上のために研修計画を体系化し、外部研修、内部研修共に充実してきている。

2 子どもが安全で安心して生活できる配慮と子どもに寄り添う職員の姿勢

子どもの過ごす場所は、毎日掃除をして衛生的であり美化にも努めている。プレイルームは、明るく広々としている。食堂（現在は、学習室も兼ねている）は、やはり明るい感じで

清潔に保たれている。2階にある居室は男女の区画が明確で、職員の宿直室が中央に配置され、宿直員の宿直室が各区画に配置されている。外部からの視線に対する配慮もなされていて、運動ができるグラウンドの周囲は植栽されており、閉塞感がない。プレイルームでの自由時間や食堂での食事風景の中で「子どもへの共感、傾聴、受容する姿勢を大切に、子どもの心に寄り添います」という保護所の基本方針にあるように、職員が丁寧な言葉遣いや温かい態度で子どもに接している姿が観察できた。退所が近い子どもの相談に乗って、真剣に子どもの話を聴き、朝の連絡会議において、一人ひとりの子どもに向き合った連絡が行われていた。子どもアンケートでは、「食事が美味しい」「楽しい」との回答が多い。食物アレルギーや宗教による禁忌、個々の健康状態に応じて個別に配慮した食事を用意している。食べられる量を判断して多い場合は手を付ける前に戻し、苦手な食べ物のある子どもには無理強いせず見守り、おかわりしたい子どもにはジャンケンで決めていくなど、楽しい雰囲気の中で食事する姿が見られた。

3 子どもに対する入所時の適切な対応及び体制確保

子どもの入所面接では、性的虐待を受けた子ども等の場合について、必ず同性職員が対応して配慮する等子どもが不安感を持たないよう慎重に対応している。子どもの入所の際は、児童福祉司等のケースワークから得られた情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしている。入所時面接では、子どもの心身の状況や健康状態等を把握して、入所後に適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。また、嘱託医による所内健診（月1回）のほか、必要に応じて、看護師のかかわりや医療的処置、かかりつけ医や専門医への受診を行い、治療的ケアにも取り組んでいる。子どもに対しては、子どもの担当職員を中心に、看護師や心理担当職員を含め全職員できめ細かな観察や支援に努めている。

◇改善を求められる点

1 保護所独自の「入所児童虐待防止対応マニュアル（仮称）」の策定

県で策定した「被措置児童等虐待防止マニュアル」を念頭に置き、職員は子どもに対する不適切な言動のないよう常に心掛けている。訪問調査時のケア観察場面では、職員が子どもの呼びかけに丁寧に優しく応じ、指示されたことをきちんとやらない子どもには根気強く話をして納得させるなど、子ども一人ひとりを大切にしている様子が見受けられた。また、子どもアンケート結果からは、職員と良好な関係が形成され、職員に対する信頼感を持っていることが窺える。ただ、一般的に保護所に入所する子どもは、年齢幅も大きく、発達障害やぐ犯など集団生活適応が難しい子どももいるなど多種多様で、職員の支援や指導に対して無視・反発などの言動をする場合も多々あり、構造的に職員の不適切な対応が生じやすい状況にある。そうした中で、専門職以外の職員が配置されていることもあり、今後、保護所独自の「入所児童虐待防止対応マニュアル（仮称）」を策定した上で、研修等により職員に知識やスキルの習得の徹底を図り、不適切な対応を行わないよう、また発生時には迅速に適切な対応ができるよう取り組むことが求められる。

2 職員の専門性の向上

職員の専門性の向上のために研修計画を体系化し、外部研修、内部研修共に充実させる努力をしているが、これで充分ではなく、専門性の向上を図るためには、研修内容をより充実させていくこと、職員個別の研修計画を策定すること等が望まれる。さらに一時保護所におけるOff-JT、OJTの体制を整え、職員が自主的に専門性を高められるようにSDS（Self Development System 自己啓発援助制度）のあり方を検討してみることも必要である。

3 子どもの教育権を保障するための更なる学習支援体制の強化

子どもの学習・教育の継続の観点からは、入所後も引き続き在籍校または代替校へ通学させることが必要であるが、一時保護専用施設等に入所した子ども以外は、安全の確保や行動観察の必要性があり保護所から学校への通学が難しい。また、在籍校の協力による教材の提供や教師の来訪は、一部の子どもに限られているのが現状である。保護所では、学力の目安を把握したうえで学習指導員（非常勤・教員免許所持）によるプリント学習を実施しているものの、職員アンケートでは、学習支援等について半数以上の職員が十分な取組が出来ていないと答え、子どもアンケートでも、「提供されている学習内容は自分の力に比べて易しい」との回答が多く見られる。子どもの在所期間が約40日と短いため、一人ひとりに対応した長いスパンでの教育計画は立てづらい状況にある。子どもの教育権が保障されるためには、在籍校との連絡・連携を密にして、一人ひとりに合った教育支援の継続が必要であり、保護所においても教師による学習・教育を実施することが望ましく、今後、一人ひとりの学力に応じたより積極的かつ充実した学習への取組が求められる。また、子どもの教育権の保障については、県主管課と協議し、県や市町教育委員会との連携について検討することが期待される。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

栃木県では、令和2年3月に策定した栃木県社会的養育推進計画に基づき一時保護改革に取り組んで参りました。その取組の一環として、令和2年度に初めて第三者評価を受審し、一時保護所の運営や子どもの養育支援について現状の振り返りを行って課題を再確認することができました。第三者評価は3年ごとに受審することとしており、今年度の2回目の受審に向け、前回評価機関からご指摘及びご助言を受けた項目について計画的に改善を図ってきたところです。

今回、「特に評価の高い点」として、計画的に改善を図ってきた過程を評価していただいたことと、こどもへの丁寧で温かみのある関わり及び養育支援への姿勢を評価していただいたことは、日々試行錯誤しながら真摯にこどもに向き合っている職員にとって大きな励みとなりました。一方、「改善を求められる点」としてご指摘をいただいた、研修等の取組を通して被措置児童等虐待に対する知識やスキルの習得を図り組織としてこどもの権利擁護に配慮した対応ができるよう体制を整備することと、職員の専門性の向上を図る取組として充実した研修体系を構築していくことについては、一時保護所の重要な課題として職員間で認識を共有しながら、重点的に改善を図っていくことといたしました。

今後も、今回の評価結果をもとに、さらなるこどもの権利擁護の推進を常に意識しながら

ら、職員一人ひとりが専門性を持ち、こどもの最善の利益に配慮した養育支援が行えるよう努めて参ります。

⑨評価機関（特定非営利活動法人アスク）のコメント

1 第三者評価とは

特定非営利活動法人アスクは、栃木県社会福祉協議会第三者評価推進機構から福祉サービス第三者評価機関の認証及び全国社会福祉協議会から社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を受け、現在まで数多くの社会的養護関係施設・保育園・高齢者施設・障がい者施設等についてそれぞれの評価基準に従い評価を実施してきました。中央児童相談所一時保護所の第三者評価については、1回目（令和2年度）に引き続き2回目（令和5年度）を担当しました。一時保護所については、厚生労働省の策定した「児童相談所一時保護ガイドライン」（令和2年3月31日）を基に、委託を受けたコンサルティング会社が作成した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」に従って評価を行っています。

ここで言う第三者評価では、評価者3名が3日間に渡り、書面調査・運営及び生活観察・職員へのヒアリング・意見交換等を行う他、評価項目に係る施設の自己評価の聴取と職員・子どもへのアンケートを実施します。そうして得られた資料を基に、施設等の運営・管理や養育・支援（保育・介護・治療等）等が適切・適正に実践されているかを、評価基準に照らし合わせて評価を行って評価結果報告書を提出し、その後評価結果を基に施設等が課題等の改善に自ら努めることを求めるという仕組みです。会社等の不正の疑いやいじめ等の発生を受けて、真相解明のために専門家等による調査を実施して改善等を強く求めるという、いわゆる「第三者委員会」等の評価とは、目的や手法が全く異なるものです。

一時保護所の評価項目は64項目あり、それぞれの項目に評点をつけ、根拠となるコメントを書き、総評を添えるスタイルになっています。

評点の評価ランクと基準は以下のようになっています。

- s：他の一時保護所が参考にできるような優れた取組が行われている状態
- a：適切に実施されていて、より良い水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：やや適切さに欠け、「a」に向けた取組の余地がある状態
- c：適切ではない、実施されていない。「b」以上の取組になることを期待する状態

2 栃木県中央児童相談所一時保護所の第三者評価結果について

第1回目の評価では、運営・管理及び子どもの養育・支援については概ね問題なく適切な対応が行われて、子ども一人ひとりを大切に安全安心が保障された保護所での生活状況が確認できています。しかし、そうした運営や支援の裏付けとなる規程やマニュアルの未整備や職員に対する研修の不足、評価基準で求める細かい内容が十分達成されていない点等が見受けられ、「a」に向けた取組の余地があるとされる「b」の項目が半数程度ありました。

2回目である今回の評価でも、運営・管理及び子どもの養育・支援については概ね問題なく適切な対応が行われています。前回課題として指摘した内容については、課題改善に向け年次計画を立てて積極的に取り組み、規程やマニュアル等の整備充実を図り職員研修体制確立にも

注力して専門性向上を図り、より良い養育・支援の実践が図られつつあることが確認できて、「b」の項目が減り「a」の項目が増えています。今回の評価結果報告書で提示した課題等の改善については、今後も意欲的に取り組んでいただきたいと思います。

3 今後の取組について

令和6年4月には、こども家庭庁から、一時保護所の運営・管理及び養育・支援について、新たな全国統一の基準を示した内閣府令が公布される予定となっています。新たな統一基準については、県としても人員体制整備や予算等の対応が必要となると思われませんが、一時保護所としても統一基準に沿った運営・管理及び養育・支援のあり方等について検討し、子どもに対する手厚い支援と権利擁護の更なる展開に向けて取り組むことを期待します。

⑩ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（一時保護所）

【評価ランクの考え方】

- s：他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

I 子ども本位の養育・支援

1. 子どもの権利保障

(1) 権利保障		第三者評価結果
① 子どもの権利に関する説明		
No. 1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	s・a・ ⓑ ・c
<p>入所時に配付し説明をしていた「生活のルール」の裏面に「大切なあなたへ」というメッセージを付け加えて、子どもを温かく受け入れようとしている。また、その中には、子どもの権利が侵害された場合の相談方法も掲載されている。幼児や小学生低学年の子ども向けにすべてひらがな版の「せいかつのルール」「たいせつなあなたへ」も作成している。児童養護施設等では、「権利ノート」（「これからの生活のために」～知っておこう、私の権利）を配付し、子どもの権利・意見表明について説明をしているが、保護所に入所する子どもへの権利ノートの配付がないので、その作成が望まれる。</p>		
② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築		
No. 2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	s・a・ ⓑ ・c
<p>「意見箱の運用及び対応マニュアル」を整備して、前回の第三者評価の時と比べ、子どもがより意見を表明しやすい運用改善が図られている。具体的には、意見箱の設置個所を2カ所にし、入所時に意見用紙を2枚配付している。子どもの意見については、一時保護所以外の職員が面接できる体制としている。投函された内容について真摯に検討し、食事や遊具等に関して反映した事例も見られた。子どもの権利擁護のために第三者委員の設置を検討しているとのことであるが、早期の設置を期待したい。</p>		
(2) 子どもに対する説明・合意		
① 保護開始に関わる説明・合意		
No. 3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	s・a・ ⓑ ・c
<p>入所時に一時保護の理由や目的、期間等については担当児童福祉司（以下、「児童福祉司」と表現）が説明している。一時保護所の生活については、職員が「生活のルール」と「大切なあなたへ」を活用して説明している。「大切なあなたへ」では、子どもの権利が</p>		

<p>守られ、一人ひとり大切にされる存在であることが分かりやすく説明されている。これらは、子どもの年齢や理解力に応じて、幼児用と学齢児以上用が作成されている。「生活のルール」の前文は、新たに作成された幼児用が丁寧に書かれているので、従来使用してきた学齢児以上用も同様に新しくすることが望ましい。</p>		
<p>② 保護期間中の説明・合意</p>		
No. 4	<p>保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</p>	<p>s・a・b・c</p>
<p>保護期間中の現状や見通しについては、主に児童福祉司が説明をしている。児童福祉司と連動して、職員も子どもに寄り添って、生活場面で自然な形で相談に乗り、子どもの不安感を払拭することを心がけている。非常に不安が強い子どもや納得できない子どもへの説明は、児童福祉司と職員が連携して両者で行っている。</p>		
<p>③ 保護解除に関わる説明・合意</p>		
No. 5	<p>保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか</p>	<p>s・a・b・c</p>
<p>保護解除に関わる説明・合意は、主に児童福祉司の役割となっているが、保護所においても保護解除の告知後に揺れ動く子どもの気持ちに対して、随時フォローを行っている。自宅へ帰る場合や施設や里親に措置される場合について、子どもが不安に感じるようであれば、職員が親身に話を聴く場面が調査期間中に複数回確認できた。</p>		
No. 6	<p>保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか</p>	<p>s・a・b・c</p>
<p>一時保護解除後、被虐待等があった場合に、子どもが接する大人（幼稚園・保育園・学校教職員等）に対してのSOSの出し方や、児童相談所等への相談方法や支援内容の説明は、主に児童福祉司の役割となっているが、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のカードの配付をするなど、職員も連携して支援をしている。その他の保護解除に向けての子どもに対する支援内容についても、児童福祉司が主導的に説明をおこなっている。職員については、退所後の支援についての知識や具体的な方法を理解しておくことにより、子どもが安心できる補足説明等ができるようにすることが望まれる。</p>		
<p>(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限</p>		
No. 7	<p>外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか</p>	<p>s・a・b・c</p>
<p>子どもの安全確保の必要から、原則的に自由な外出や通学には制限がなされている。しかし、健全育成の観点から一部学校行事（修学旅行・運動会・卒業式・受験等）への参加を認めたり、月に2回の所外活動を実施したりしている。通学が可能となるケースの場合は、県内に2カ所ある児童養護施設が持つ一時保護専用施設等を活用して実施することになっている。暴力や重大な逸脱行動の場合には、「中央児童相談所一時保護所における行動制限を伴う個別処遇対応マニュアル」に基づき個別指導を実施している。子どもにはその目的について説明し、十分納得をしてもらった上で状況に応じて最低限の行動制限を行い、期間中に自分自身の課題等について振り返りをしてもらうことにしている。今後、マニュアルの運用に当たっては、制限理由と制限内容が適切かどうかを関係職員で十分話し合い、安全確保と権利制限が子どもの最善の利益に配慮されているどうか、慎重に検討し</p>		

判断するよう配慮していただきたい。		
(4) 被措置児童等虐待防止		
No. 8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	s・a・ ㉔ ・c
<p>県で策定した「被措置児童等虐待防止マニュアル」を念頭に置き、職員は子どもに対する不適切な言動のないよう常に心掛けている。訪問調査時のケア観察場面では、職員が子どもの呼びかけに丁寧に優しく応じ、指示されたことをきちんとやらない子どもには根気強く話をし納得させるなど、子ども一人ひとりを大切にしている様子が見受けられた。また、子どもアンケート結果からは、職員と良好な関係が形成され、職員に対する信頼感を持っていることが窺える。被措置児童等虐待防止のための研修は未実施なので、実施することが必要であり、また過去に起きた事例を基に研修を行うことや、具体的な事例を基にした保護所独自の虐待防止対応マニュアルを策定することが求められる。</p>		
(5) 子ども同士の暴力等の防止		
No. 9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	s・a・ ㉔ ・c
<p>入所時に「生活のルール」を使って、子ども同士での暴言・暴力・いじめ等はしてはいけないことを子どもに説明している。子ども間の状況を察知して暴力等発生の予防にも努めているとともに、子ども同士の暴力等があった場合には、職員間で連携し速やかに対応している。子どもの暴力防止と職員が適切な対応をするために、「一時保護所における問題対応マニュアル」を整備し、外部講師を呼んでCVPPP（包括的暴力防止プログラム）研修を内部研修として実施している。CVPPP研修は、暴力行為があった際の実践的な対処方法の研修であるが、単発での研修ではなかなか定着が難しいので、自主研修を中心とした継続的な研修が必要である。一時保護を要する子どもの背景にある、虐待や子ども同士の暴力等には性的な関わりやいじめ等も含まれるので、内部研修として取り組んでいくことを期待したい。</p>		
(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮		
① 思想や信教の自由の保障		
No. 10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	s・ ㉔ ・b・c
<p>思想・文化・慣習・宗教等による食習慣や日課の違いがある子どもの入所は、これまでもあったが、それらの自由の保障について「一時保護所生活支援マニュアル」において、基本的な対応方針を記載し、子どもからも聞き取りを行って配慮しながら支援している。マニュアルに対応方針を盛り込んだことで、職員が共通認識を持って対応できるようになってきている。</p>		
② 性的なアイデンティティへの配慮		
No. 11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	s・ ㉔ ・b・c
<p>性的アイデンティティについては、入所時に児童福祉司が確認し、職員はその情報を基に可能な限り配慮するように努めている。「一時保護所生活支援マニュアル」において、性的アイデンティティへの配慮の必要性について、その趣旨や基本的な対応方針を盛り込</p>		

み、職員の共通認識を図っている。保護所で生活する際の衣類は、男女とも着用できるようなユニセクスのなジャージを主体としており、性的なアイデンティティにも配慮しやすくなっている。

2. 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり		
① 安全感・安心感を与えるケア		
No. 12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	s・a・ ㉞ ・c
<p>子どもが入所した背景を踏まえて、安心して生活できる環境作りに努めている。気持ちの不安定な子どもや子ども自身が希望する場合には、毛布やぬいぐるみ等、安心感につながるものを手元に置けるようにしている。プライバシーの重要性や配慮に対する研修を保護所の内部研修で実施しているが、研修内容を更に深めていき、子どもの尊厳を大切にしていって安全で安心な環境作りがなされていくことを期待したい。</p>		
② エンパワメントにつながるケア		
No. 13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	s・a・ ㉞ ・c
<p>職員は、日常生活の中で子どもが成功した場合は認め、失敗した場合には頑張れたことを励ますなど、子ども自身が自尊感情を持てるようになることを目指した支援に努めている。日記等には、職員が子どもの気持ちを受け止め支えていることをコメントに書き込むようにしている。入所時には、生活のルール説明を行う際に「大切なあなたへ」を使って、子どもが幸せに育ち、安心安全に暮らす権利があることや、職員が寄り添って相談に乗ってくれることを子どもに伝えている。意見箱や退所時に子どもが主体的に述べた意見は、対応できたものもあるが、子どもがよりエンパワーされる経験となるよう、子どもの意見に対する適切なフィードバックを心がけることを期待したい。</p>		
(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮		
No. 14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	s・a・ ㉞ ・c
<p>聞き取りに関する技法の研修は、児童相談所初任者研修で実施している他に、保護所での内部研修で実施している。子どもから聞いた重要な話で、職員や児童福祉司等と共有が必要な場合は、子どもに確認するようにしている。しかし、「子どもによっては雑談の中で重要なことを話していても、職員の方に子どもの本音を受け取る力に差がある場合があり、子どもへの配慮や説明をしていないことがある。」と認識している職員もいる。今後、職員間での情報共有についての話し合い等を行って、共通認識を確立し、職員によって配慮や説明が異なることのないよう努めることが望まれる。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

1. 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

No. 15	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	s・a・ (b) ・c
<p>一時保護所としての設備運営基準は遵守している。居室空間におけるプライバシーの配慮については個別に対応をしているが、個室の数が少ないためにプライバシー等の配慮を求めてくる中高生に一人部屋が提供出来ないのが現状である。複数の子どもがいる居室にはパーテーションを設置し、可能な限りプライバシーへの配慮に努めている。</p>		
(2) 個別性の尊重		
No. 16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	s・a・ (b) ・c
<p>職員数や建物の構造上の制約があるため、生活場所を限定した多人数の集団生活となってしまわざるを得ない。その中で自由時間、日課の際の遊びや活動の選択肢を複数提示し、子どもが主体的に決められるよう工夫している。更に個別性が尊重されるように子どもの意向や特性に応じた柔軟な対応を期待したい。</p>		
(3) 生活環境の整備		
No. 17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	s・a・ (b) ・c
<p>子どもの過ごす場所は、毎日掃除をして衛生的であり、美化にも努めている。プレイルームは明るく、広々としている。食堂は、現在は学習室も兼ねているが、やはり明るい感じで清潔に保たれている。外部からの視線に対する配慮もなされている。運動ができるグラウンドの周囲は植栽されており、閉塞感がない。しかし、築28年が経過した保護所の建物構造は、「出来る限り良好な家庭的環境」とは言い難い。暴力行為や器物破損の逸脱行動を繰り返す子どもが入所してくることもあるので、設備修繕費が不足する事態に陥ることもある。</p>		

2. 管理者の責務

No. 18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	s・a・ (b) ・c
<p>事務分掌により、一時保護課長の管理者としての役割は明確化され、一時保護の管理・運営を行っているが、保護所での質の高い養育・支援の実施は、管理者が職員との信頼関係をもとにリーダーシップを発揮することが必要である。管理者が職員との信頼関係に基づいたスーパーバイズを行い、組織的にもそれができる仕組みを作っていくことに期待したい。</p>		

3. 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守		
No. 19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	s・a・ (b) ・c
<p>退職や休職等により欠員が生じ、代替職員が見つからない状況になることがある。職員の安定的定着体制及び人材育成体制が必要である。支援が困難な子どもの増加もあり、個別に対応する職員も必要となっている。そういった状況を鑑みると、今後の保護所を適正に運営</p>		

していく人員についての見直しが望まれる。		
(2) 職員の適正配置		
No. 20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	s・a・ (b) ・c
職員がその専門性を高めるため、面接技法に関する研修などを児童相談所初任者研修、保護所内部研修で受講するようになった。職員の専門性の向上と共に、支援体制の強化のために社会福祉士または公認心理師や臨床心理士等の有資格者がスーパーバイザーとして配置されることが望ましい。職員間の連携では、児童相談所システム等を活用して、各児童相談所と保護所の情報が共有できるようになっている。		
(3) 情報管理		
No. 21	情報管理が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
栃木県共通の個人情報に関する規定がある他、保護所においては「子どもの個人情報の管理」として、「一時保護所生活支援マニュアル」に規定して対応している。子どもや家族の個人情報が保管してある事務室内には、ルール説明と施錠等を行い、子どもや部外者が入室できないようになっている。		
(4) 職員の専門性向上の取組		
No. 22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
職員の専門性の向上及び意識共有のために、内部研修で「児童相談所初任者研修」で取り扱う児童福祉法や子どもの権利条約等も取り扱うようにしている。職員の育成計画については、業績評価、保護所内研修計画、児童相談所標準研修プログラムを基に職種や階層別に研修体系の構築が始まり、個人毎の研修履歴も作成されるようになった。新採用職員には、先輩職員（メンター）が新採用職員（メンティー）に対して定期的に面談を行い、疑問点や悩みなどを聞いてサポートするメンター制による人材育成を行っている。他部署からの新任者には経験がある職員がOJTを行うようになっている。		
No. 23	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
保護所内部の情報共有は、業務日誌、宿直日誌による朝夕の引継ぎと課内会議録や職員連絡票を使って、出来る限り職員が参加して適切に行われている。各児童相談所との保護所との間では、児童相談所システム等を活用して必要な情報共有が迅速に行われている。		
(5) 児童福祉司との連携		
No. 24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
児童福祉司等と職員間は、電話連絡や直接の来所により連携がとられ、情報共有がなされている。入退所時の児童福祉司や児童心理司等の調査、診断、職員の支援内容については、児童相談所システム等を活用して、適宜情報共有され、連携が適切に行われている。		
(6) 職場環境		

No. 25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	s・a・ (b) ・c
<p>「栃木県庁働き方改革プロジェクト」に基づき、ライフワークバランスに配慮した働きやすい職場づくりの取組を実施している。今年度、保護所内でハラスメントに関するアンケートを実施した。労務管理については、毎月の勤務表により勤務調整を行い、勤務日や休暇日が可能な限り各職員の希望に沿うように配慮して作成している。しかし、職員の欠員があり、補充がされない時には勤務シフトや業務内容に負担感を感じた職員もいた。</p>		

4. 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携		
No. 26	医療機関との連携が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
<p>「一時保護所生活支援マニュアル」には、健康管理の項目の中に医療機関等の一覧を記載して、普段および緊急時に受診ができるよう、連携して子どもの健康管理に対応している。職員は、日常的に子どもの健康状態について注意深く観察して健康管理に努めており、所内に配属されている2名の看護師が、子どもの求めや健康状態に応じて医療的処置やケアを行っている。また、持病のある子どもは従来から診療を受けているかかりつけ医や必要に応じて専門医への受診を行い、きめ細かな治療的ケアが行えるようにしている。月1回、嘱託医による所内健診を実施し、子どもの健康管理を行っていて、疾病が疑われる場合や婦人科などの検査が必要な場合には速やかな受診につなげている。</p>		
(2) 警察署との連携		
No. 27	警察署との連携が適切に行われているか	s・ (a) ・b・c
<p>警察とは、保護に至る経路として、また、所内で暴力などの事件性のあるものが起こった場合、さらに、子どもが無断外出で行方不明になった場合等に連携して対応している。無断外出等の対応については、「一時保護所生活支援マニュアル」及び「危機管理マニュアル」に整備している。子どもの無断外出があった場合は、職員が捜索に当たるが、未発見の場合は対応マニュアルに沿って警察に通報して協力依頼を行っている。また、所内での暴力行為や保護者による強制引き取り等の警察に協力を要請すべき事態が生じた場合は、110番通報により警察官の派遣を求めることになっている。警察の事情聴取や面接等における調整業務等は児童福祉司の役割となっていて、児童相談所の面接室等で実施されるが、一時保護所における子どもへのフォローやケアについては連携して実施している。</p>		
(3) 施設・里親等との連携		
No. 28	施設や里親等との連携が図られているか	s・ (a) ・b・c
<p>児童福祉施設や里親等との調整や連絡は児童福祉司の役割となっている。保護所においては、退所して施設等や里親等に措置する前に揺れ動く子どもの気持ちに寄り沿ってフォローを行うとともに、子どもからの意見等については児童福祉司に伝えて情報共有を図り、子どもの不安や動揺を少しでも軽減できるよう取り組んでいる。施設等に送り出すと</p>		

<p>きには他の子どもも全員がプレイルームに集まり、一人ひとりがはなむけの言葉をかけて退所する子どもに励ましを送っている様子が見られた。</p>		
<p>(4) その他の機関との連携</p>		
No. 29	<p>子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか</p>	<p>s・a・⑥・c</p>
<p>様々な関係機関との連絡・調整は児童福祉司の役割となっているが、保護所職員も必要に応じて協力及び支援を実施している。中央児童相談所管内の教育委員会や警察署との連絡会議には一時保護課長が出席し、一時保護所に対する理解が深まるよう情報提供を行っている。ただ、職員は、県内の教育機関や教育関係者に一時保護や一時保護所についての理解が進んでいないと実感しており、今後のさらなる取組が必要と思われる。</p>		

Ⅲ 一時保護所の運営

1. 一時保護の目的

No. 30	<p>一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか</p>	<p>s・①・b・c</p>
<p>前回の第三者評価に前後して、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢を示した一時保護所の運営理念「一時保護所では、様々な養育背景のある子どもを温かく受け入れ、子どもの心に寄り添い、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行います。」を策定した。また、「①子どもが安全と感じ、安心できる環境をつくります。②子どもの尊厳を大切にします。③子どもへの共感、傾聴、受容する姿勢を大切に、子どもの心に寄り添います。④子どもの権利を守ります。⑤職員はケアの専門性の向上に努め、子どもを支援します。」の五項目を基本方針として掲げている。この内容を「一時保護所生活支援マニュアル」に盛り込むとともに、年度初めの課内会議等で読み合わせを行い、子どもの権利擁護についての研修を実施して職員の共通理解と周知を図った。</p>		

2. 一時保護所の運営計画等の策定

No. 31	<p>一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか</p>	<p>s・a・⑥・c</p>
<p>前回の第三者評価の結果を受けて、年度当初に一時保護所事業計画を策定するようにした。事業計画には、①季節行事、②所外活動、③総合学習（令和5年度の新規項目）、④消防・避難訓練、⑤課内会議、⑥一時保護所職員研修、⑦児童向け学習会、⑧ボランティア活動、⑨子どもの権利擁護に関する業務計画の項目を設け、それぞれの事業内容について、①目的とねらい、②重点目標、③取組、④課題を設定して、反省と評価がしやすくフォーマット化している。年度末等には課内会議等で目標の達成状況や計画の実施状況の評価を行い、翌年度以降に反映できるように体制を整備した。ただ、それぞれの事業について、評価しやすいように数量化を図るための工夫や、子どもの意向を汲み取る仕組みの改善までには至っていないため、今後検討の余地があると職員は考えており、今後の更なる取組に期待したい。</p>		

3. 一時保護の在り方

No. 32	緊急保護は、適切に行われているか	s・ a ・b・c
<p>緊急保護については、「一時保護所生活支援マニュアル」や「危機管理マニュアル」で定めている。緊急保護の必要性の判断や子どもへの説明は、児童福祉司の役割となっている。一時保護所においては、どのような時間帯の保護であっても、子どもが安心感を持って過ごすことができるよう環境を整えるとともに、子どもの不安感に寄り添い、子どもから出された意見等について児童福祉司等と迅速に情報共有できるよう配慮している。また、緊急保護されると入所後速やかに子どもの健康調査を行い、必要に応じて専門医を受診して検査などを受けるようにしている。疾病があれば継続受診の対応を取り、障害があれば、相談機関や療育機関とも連携して適切な支援方法を見つけるようにしている。所内での不適切な振る舞いやぐ犯行為がある場合、または犯罪行為で審理や裁判による処分を待っている場合は、他の子どもとは一緒に生活させず、「自由の制限を伴う個別処遇対応マニュアル」に則って特別室で単独で生活をさせることもある。裁判の進行によっては、この個別対応が長びくことがあり、子どもと職員の負担になっている。いずれの場合も、子どもに理解できるように説明して納得の上、一時保護を継続している。</p>		

4. 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア		
No. 33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	s・a・ b ・c
<p>「一時保護所生活支援マニュアル」を整備し、保護所の法的位置づけや運営理念、運営上の留意事項を定めるとともに、業務の全般について取り決め、基本的生活習慣の習得状況や子どもの能力、理解力に合わせて、日課に沿った生活ができるよう支援している。洗濯や食器洗い等をのぞく一部の家事（掃除や配膳等）について、可能な限り子どもができることを子ども自身がやれるよう工夫している。特に幼児においては、基本的生活習慣の習得に向けて必要な支援ができるように、発達段階に応じた目安について「一時保護所生活支援マニュアル」に記載し、職員が共通認識のもと支援に当たれるようにしている。保護所では精神的に不安定な子どもも多く入所するため、心理担当職員をはじめ職員は必要に応じて傾聴、受容、心理的ケアに当たっている。子どもの意向や特性に応じて柔軟に対応するために、ケアの専門性や個別対応の充実に向けて、心理担当職員の増員が必要と思われる。</p>		
(2) レクリエーション		
No. 34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	s・ a ・b・c
<p>所内にはサッカーゴールや遊具のある運動場とバスケットゴールが設置された体育館がある。また、マンガ全集や図鑑、おもちゃやテレビゲーム、電子ピアノ、テレビが2台、CDプレイヤーなどを備えたプレイルームがあり、子どもは学習時間や食事、入浴、清掃時間以外の休憩時間はここで思い思いに過ごしている。また、プラ板やアイロンビーズ、お絵かきなどの作品制作が、生活のプログラムに組み入れられたり、自由時間に各自で取</p>		

り組んだりしている。プレイルームの片隅には熱帯魚の小型飼育槽があり、幼児が餌やりをしている。

子どもが自由に保護所の外に出ることは許されておらず、単調な生活になりやすいため、年間行事計画を立てて、毎月の季節行事（五月の節句、夏祭り、七夕、十五夜、ハロウィン、クリスマス会など）や所外活動（動物園や博物館、工場の見学など）、牧場体験やバーベキューなどの総合学習を実施し、定期的に子どもの心身のリフレッシュを図っている。

遊具については毎月点検を実施して必要な修繕等を行っており、令和5年の夏の暑さでは体育館が使いつらいとの子どもの意見が出たため、冷房装置の設置は予算の関係でできなかったが、大型の送風機を入れてしのいだ。子どもからは、保護所での生活は友達もできて楽しいとの感想が聞かれる。

（3）食事（間食を含む）

No. 35	食事が適切に提供されているか	s・a・ ③ ・c
--------	----------------	------------------

子どもの嗜好調査が行われており、肉類中心にタンパク質を多めにした若者が好むメニューに変更している。季節の行事食やおやつを取り入れ、調理実習を行う等食育の取組も行っている。子どもアンケートでは、「食事が美味しい」「楽しい」との回答が多い。食物アレルギーや宗教による禁忌、個々の健康状態に応じて個別に配慮した食事を用意している。アレルギー食の配膳には色変わりのトレーを利用し、食堂にポスターでも表示して間違いが起こらないようにしている。食べられる量を判断して多い場合は手を付ける前に戻し、苦手な食べ物のある子には無理強いせず見守り、おかわりしたい子にはジャンケンで決めていくなど、楽しい雰囲気の中で食事する姿が見られた。給食業務全般を民間業者に委託しているが、食べるときに主食や副食が冷めていることが多いという子どもからの声があるので、できるだけ適温提供ができるように工夫してほしい。

（4）衣服

No. 36	子どもの衣服は適切に提供されているか	s・a・ ③ ・c
--------	--------------------	------------------

前回の第三者評価結果では、「今後私服の着用の是非について検討するとともに、保護所の衣類を貸与する際には子どもが好みの物を選べるような対応も期待したい」との指摘をした。所内で検討の結果、様々な状況で入所する子どもの現状から、私服の着用は認めないことを確認し、衣類は保護所で用意したものを貸与することとした。ただし、子どもが借用する服の中から好みの色や大きさを選択できるよう改善を図り、下着、靴下は入所時に新品の物を提供する取り扱いとしている。衣類の洗濯は施設及び設備の構造上子どもに行わせることはできないが、職員がまとめて毎日行い、衛生面を考慮し乾燥機にかけている。予算の関係で女子用下着の一部が貸与品であることや、入所直後で不慣れな幼児には着慣れた私服を着せるなどの対応があるので、引き続き衣服の制限緩和についての検討を行って欲しい。

（5）睡眠

No. 37	子どもの睡眠は適切に行われているか	s・ ① ・b・c
--------	-------------------	------------------

就寝時間は幼児、小学生、中高生に応じて適切に設定している。幼児は基本的に日中を通して保育が行われるが、個々の体力や疲労感に応じて午睡を取り入れる場合がある。就寝時の空調温度が適切に設定され寝具は定期的にクリーニングし、季節に合った寝具が提供されている。幼児の就寝の際には、必要に応じて職員が添い寝をし、体調不良や精神的に不安定な子どもに対しては、同性の職員が同一居室で就寝するなどして安心して眠れるよう配慮している。夜間は宿直員を導入して、手薄になる職員体制をカバーしている。

(6) 健康管理

No. 38	子どもの健康管理が適切に行われているか	s・a・b・c
--------	---------------------	---------

子どもの健康管理やその業務について「一時保護所生活支援マニュアル」や「感染症対応マニュアル」「危機管理マニュアル」で定め、対応に当たっている。入所する子どもには健康上の課題を抱えている者が多いため、看護師の配属を2名にして医療体制を強化した。子どもの求めや健康状態に応じて主に看護師が医療的処置やケアを行っている。また、必要に応じて、かかりつけ医や専門医への受診を行い、きめ細かな治療的ケアを行っている。月1回、嘱託医による所内健診を実施して子どもの健康管理を行っており、疾病が疑われる場合には病院受診につなげている。

子どもの訴えや症状が見られる場合は、担当職員が看護師と相談して対応に当たっている。また、医療機関から個別に処方される薬は事務室で保管し、看護師の指導の下、担当職員が間違いなく服薬させている。これらの内容は業務日誌に記録して職員間で情報を共有し、十分な連携を図りながら子どもの健康管理に行う仕組みが出来ている。令和5年度に、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常的な手洗い・うがい・手指アルコール消毒等の取組は継続しているが、マスクの着用は緩和された。

(7) 教育・学習支援

No. 39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	s・a・b・c
--------	------------------------	---------

子どもの教育権の実現のためには、入所後も引き続き在籍校または代替校へ通学させることが必要であり、通学が可能な子どもは県内に2カ所ある一時保護専用施設の利用を優先している。保護所では県内各地から、虐待等により安全の確保が必要な子どもや行動観察が求められる子どもを中心に受け入れているため、在籍校等への通学が難しい。保護所内には専用の学習室が設けられているが、管理上の問題があり、現在は明るい食堂を学習室として利用している。入所後に学力テストを実施して学力の目安を把握し、3名配属されている学習指導員（非常勤・教員免許所持）が学習支援に当たっている。基本的には子どもの状況や特性、学力に配慮したプリント学習を実施して、学習指導員が子どもの質問に応じる方法を採用している。学習の導入として20分間の読書時間を設け、子どもの学習意欲向上のためのシール表、目標達成によるご褒美プリントの実施をしている。学習内容の共有や教材の提供、教員の来訪については、必要に応じて児童福祉司を介して在籍校と協議しているが、一部の子どもに限られているのが現状である。子どもの在所期間が約40日と短いため、一人ひとりに応じた長いスパンでの教育計画は立てづらい状況にある。職員アンケートでは、教育・学習支援等について半数以上の職員が十分な取組が出来ないと答えている。また、子どものアンケートでも、提供されている学習内容は自分の力

<p>に比べて易しいとの回答が多く見られる。今後、一人ひとりの学力に応じたより積極的かつ充実した学習への取組が望まれる。また、子どもの教育権を保障するためには、県主幹課と協議し、県や市町教育委員会との連携を図ることが期待される。</p>		
<p>(8) 保育</p>		
No. 40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	s・a・ ① ・c
<p>未就学児は、定員6名に対し常に4～6名が入所している状況なので、幼児担当職員を1日1名配置して保育に当たっている。前回の第三者評価では、保育の質の向上の取組を課題として挙げており、これを受けて「一時保護所生活支援マニュアル」の別紙として「一時保護所における幼児保育のポイント」を策定し、一時保護所における保育指針とした。</p> <p>発達や愛着に課題のある幼児が多いため、一人ひとりの個性に応じたきめ細かな保育を行う必要性を感じているものの、十分に対応できていないと考える職員もいる。実際には保育士以外の児童指導員も保育業務に当たるため、職員の配置基準は満たしているが、保育内容を充実させるためには保育士の人員増とともに、児童指導員も含めて保育の質を向上させる更なる取組が必要である。</p>		
<p>(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等</p>		
No. 41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	s・ ① ・b・c
<p>家族との面会の可否の判断と面会日の調整、および家族や家庭環境等に関する情報提供は児童福祉司の役割となっている。一時保護所においては面会前後に揺れ動く子どもの気持ちに寄り添いフォローするとともに、子どもの思いや願いについては児童福祉司等と情報の共有を図っている。家族との面会状況及び子どもに対して行った情報提供については、面会記録や児童相談所システム等を活用して相互に確認している。</p>		

5. 特別なケアの実施

<p>(1) 性的問題への対応</p>		
No. 42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	s・ ① ・b・c
<p>子どもの入所面接では、性的虐待を受けた子ども等の場合について、必ず同性職員が対応して配慮する等子どもが不安感を持たないよう慎重に対応している。その際、子ども自らが話し出さない限りは、詳しい入所理由についての確認は行わないよう配慮している。策定済みの「性的問題の対応と予防マニュアル」には、保護所内で性加害・性被害があった場合の対応や、発生予防や再発防止の対応についてまとめられており、研修等で学習し、都度職員間で情報共有する機会を設けている。</p> <p>現在の運営状況は、居室及び居室エリアは男女別になっているものの、日中の活動は男女が同じエリアで営まれており、入所児童の状況によっては、性被害児童と性加害児童（同じ案件の子どもの場合同時に保護はしない）が生活を共にせざるを得ない場合もある。また、個室の数が十分でなくプライバシー確保が難しいことや、現在の建物に死角が多く職員が目が見えにくいこと等の懸念となる点が挙げられる。こうした状況の中に</p>		

<p>あって、職員は、日常的に子どもの動向を十分把握するよう気を配り、職員間で連携して死角になる場所等への注意も怠らないようにして、性的問題の発生予防に懸命に努めている。</p>		
<p>(2) 問題行動のある子どもへの対応</p>		
No. 43	<p>他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか</p>	<p>s・a・㉔・c</p>
<p>入所打診を受けた段階で、他害や自傷行為の有無について児童福祉司に確認して把握に努め、入所後は、そうした行動の背景や要因への理解をした上で子どもへの対応を行っている。「問題行動対応マニュアル」を整備して、職員への研修等を行い、他害や自傷行為の可能性のある子どもへの配慮や対応、他の子どもへの配慮事項等について、職員が共通認識を持って対応できるよう改善に努めている。新任職員や子どもと関わる職場の勤務経験のない職員の中には、適切な対応ができるかどうか不安を感じている状況も見られるため、職員の総意として、OJTによるサポートの強化が必要であると認識している。他害や自傷行為の可能性のある子どもの心理的ケアについては、職員や児童心理司等が機会を捉えて行っているが、子どもへのケアの専門性を高めてより効果的な取組が必要であり、現在1名の心理担当職員（非常勤）が配置されているものの、今後体制の強化が望まれる。</p>		
<p>(3) 無断外出を行う子どもへの対応</p>		
No. 44	<p>無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか</p>	<p>s・㉓・b・c</p>
<p>子どもの無断外出は、ここ数年は年間2～3件程度で、無断外出が発生してから時間を置かずに保護している例がほとんどである。「生活支援マニュアル」の見直しを行い、無断外出を行う子どもへ配慮や対応、他の子どもへの配慮事項等について、その趣旨や基本的な対応方針を盛り込み、職員全員が共有し適切な対応ができるよう改善を図っている。無断外出した子どもに対しては、その理由や子どもの気持ちを丁寧に聴き取り、今後保護所の生活に前向きに取り組めるよう支援している。</p>		
<p>(4) 重大事件に係る触法少年への対応</p>		
No. 45	<p>重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか</p>	<p>s・㉓・b・c</p>
<p>重大事件に係る触法少年が入所した際は、子どものプライバシー保護や福祉を考慮する観点から、原則として特別室での個別対応を行っている。子どもに対しては多面的で手厚い関わりが必要であることから、経験豊富な職員が対応を行うとともに、児童福祉司や児童心理司、状況によっては弁護士等の専門職を加えたサポート体制を整えるようにしている。</p>		
<p>(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応</p>		
No. 46	<p>身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか</p>	<p>s・㉓・b・c</p>
<p>身近な親族等を失った子どもの例は、ごくまれであるが、状況説明や今後についての相談等は主に児童福祉司が行っている。職員は、児童福祉司と連携しながら子どもの支援や観察を行い、タイミングを見て子どもの話を聴いたり励ましたりして、少しでもダメー</p>		

ジが軽減するよう配慮している。		
(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応		
No. 47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・a・ ⑥ ・c
<p>被虐待児の入所の際は、児童福祉司等のケースワークから得られた情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしている。入所時面接では、子どもの心身の状況等を把握して、適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。また、必要に応じて、看護師のかかわりや医療的処置のほか、かかりつけ医や専門医への受診を行い、治療的ケアにも取り組んでいる。子どもに対しては、看護師や心理担当職員、子どもの担当職員を中心に、全職員できめ細かな観察や支援に努めているが、心理的ケアについては専門性の向上が必要であり、心理担当職員の更なる配置をすることが期待される。</p>		
No. 48	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・ ④ ・b・c
<p>障害児の入所の際は、児童福祉司等のケースワークから得られた情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしている。入所時面接では、子どもの障害など心身の状況等を把握して、適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。身体障害のある子どもの入所については可能な限り受け入れる方針であるが、自力歩行が難しく常時車椅子を使用している場合は、居室となる2階へのエレベーター設備がないため、現実的に受け入れは困難となっている。発達障害があり刺激に過剰反応しやすい子どもについては、「その場から離れて落ち着きたい」との希望がある場合には個室でクールダウンさせ、学習場面であればパーテーションやヘッドフォンを活用するなど、個別の対応に配慮している。必要に応じて、看護師のかかわりや医療的処置のほか、かかりつけ医や専門医への受診を行うなど、きめ細かな治療的ケアを支援に組み込んでいる。</p>		
No. 49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	s・ ④ ・b・c
<p>健康上配慮が必要な子どもの入所の際は、児童福祉司等のケースワークから得られた情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしている。入所時面接では、子どもの健康状況等を把握して、適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。必要に応じて、看護師のかかわりや医療的処置のほか、嘱託医による所内健診（月1回）やかかりつけ医や専門医への受診を行うなど、日頃の健康状態の把握及びきめ細かな治療的ケアを支援に組み込んでいる。また、近年は心身の不調を訴える子どもや服薬管理を要する子どもが増加している状況にあることから、医療的な関わりは保護所の重要な支援の一つであると認識して注力している。令和4年度に、所内研修の一つとしてエピペンの使用について全職員が学習し、適切な対応ができるようにしている。</p>		

6. 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

No. 50	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	s・ a ・b・c
<p>無断外出についての予防や対応については、「生活支援マニュアル」及び「危機管理マニュアル」の中に記載されており、職員は十分理解して適切な対応に努めている。無断外出の可能性のある子どもに対しては、職員間で連携して言動に注意を払い、日常的に夜間には巡視をして子ども全体の見守りや安全確認を行っているほか、居室の窓の外や裏口玄関等にセンサーを設置するなどして、無断外出の防止に取り組んでいる。無断外出が発生した際は、職員が保護所周辺の捜索を行い、発見できなかった場合は警察に連絡して発見・保護を依頼している。</p>		
(2) 災害時対策		
No. 51	災害発生時の対応は明確になっているか	s・a・ b ・c
<p>避難訓練実施要領に基づき避難訓練を毎月1回実施して、避難方法や経路等について職員及び子どもに周知を図っている。緊急事態発生時の関係機関の連絡先や具体的な手順等については、「生活支援マニュアル」及び「危機管理マニュアル」に記載されているものの、具体的な避難計画は策定されていない。今後、災害種別に応じた避難計画の策定に取り組むとともに、夜間想定等の多様な避難訓練も取り入れることが期待される。</p>		
(3) 感染症対策		
No. 52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	s・ a ・b・c
<p>入所時面接の際に、児童福祉司や子ども本人から感染症の有無や諸症状、その可能性について聴き取ると同時に、体調や身体症状等を慎重に観察している。感染症に罹患していたりその可能性がある場合は、速やかに隔離対応を行い病院受診等により必要な治療を受けさせている。男女別の静養室があるものの十分とは言えず、限られた空間での生活で集団感染しやすい環境にあるため、職員が感染防止対策に苦慮していることが窺える。感染防止の取組として、嘱託医及び保健師、看護師の助言や指導の下に対応していて、策定された「感染症対応マニュアル」により、感染症に対する知識や対応方法等について共通認識が持てるようになっている。</p>		

7. 質の維持・向上

No. 53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	s・a・ b ・c
<p>運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は、「生活支援マニュアル」に記載されており、職員はマニュアルに沿って子どもの養育・支援に臨んでいる。「生活支援マニュアル」には、各種のマニュアルが組み込まれており、子どもの生活の質の向上を図り安全安心な生活が送れるよう、課内会議（毎月1回）や職員連絡票、各職員に配備している情報端末のシステムを活用して情報共有を図るとともに、マニュアル見直しの協議も行っている。各種マニュアルに関する研修は、年度当初に新任職員には説明をしているが、全職員への研修等の機会が少なく、理解や習得及び十分な実践に結びついていないことが窺えるため、今後の取組が望まれる。</p>		

No. 54	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	s・a・ ① ・c
<p>令和2年度に初めて評価機関による第三者評価を受審し、その後は毎年自己評価を実施している。自己評価は、基本的に職員個人の養育・支援状況の振り返りとして実施し、最後に自己評価担当職員が取りまとめて総評を作成し、職員に周知している。保護所としては、自己評価の意義として、課題の共有を図るとともに、職員全体の養育・支援姿勢や意識の傾向を知る指標と位置づけ、その後の運営や養育・支援に生かすものであると認識している。前回の第三者評価結果から、指摘事項をまとめて順を追って様々な改善に努め質の向上を図ってきたことは確認できるが、改善の取組が全職員に十分認識されていないことが窺えるため、今後、組織の明確な仕組みとして職員全体で課題改善の取組を計画的に行うことが望まれる。</p>		

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1. アセスメントの実施

(1) 保護開始時		
No. 55	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	s・ ① ・b・c
<p>子どもの入所の際は、児童福祉司からの情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしており、入所時面接では、子どもの心身の状況等を把握して、適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。必要に応じて、看護師のケアや医療的処置、かかりつけ医や専門医への受診を行い、子どもの集団への合流に支障がないかどうか確認している。</p>		
No. 56	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	s・ ① ・b・c
<p>児童福祉司が、子どもに関するケースワークやアセスメント、関係機関等との調整等を行っているが、職員も入所時及び入所後の生活状況を観察してアセスメントを実施して、児童福祉司等と情報共有をしている。支援方針については、児童福祉司のケースワーク経過や子ども及びその家族との面接結果、児童心理司による心理診断結果、医療機関等の診断結果、学校等の関係機関の意見、一時保護開始後2～4週間の子どもの生活・行動等の観察結果をまとめた観察会議録等を基に、児童相談所全体としての援助方針会議で検討の上決定している。策定された支援方針については、全職員で情報共有を図り、その後の子どものケアに反映するよう努めている。</p>		

2. 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

No. 57	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	s・a・ ① ・c
<p>保護所での生活は、日課に沿って行動することが原則となっているが、子ども一人ひとりの援助方針に沿ってできるだけ個別的ケアに配慮した生活ができるよう取り組んでいるものの、職員アンケートでは約半数の職員が「まだ十分ではない。」と認識している。子</p>		

<p>どもの心身の状態や特性により集団での生活が難しいと思われる場合は、児童福祉司や児童心理司と協議し、「行動自由の制限を伴う個別処遇マニュアル」に基づき、所長決裁を仰ぎ、子どもと十分話し合った上で、個室対応や個別日課を設けて心身の安定を図った生活ができるよう取り組んでいる。</p>		
No. 58	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	s・a・b・c
<p>職員は、日頃から子どもの思いに寄り添い、安心できる関係性を作るよう丁寧な関わりを心がけているとともに、子どもの言動や心理状況の変化等を見逃さないよう努めている。重大な変化が見受けられた場合は、児童福祉司等に情報を伝え、必要に応じて援助方針の見直し等について協議している。一人当たり平均保護日数は、令和4年度は41.2日となっており、年を追うごとに少しずつ増えている傾向が見受けられる。保護期間が必要以上に長期化しないよう、一時保護課長から児童福祉司等に随時働きかけをしている。</p>		

3. 子どもの観察

(1) 子どもの観察		
No. 59	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	s・a・b・c
<p>職員は、日常の様々な生活場面における子どもの言動や心理状況等について、注意深く観察を行っており、状況に応じて個別面接等を実施して、子どもの状態の把握・分析に努めている。子どもの行動記録は、日誌等に毎日詳細に記録し、引き継ぎを通して職員間の情報共有を行い、継続的・統一的な支援ができるよう心がけている。子どもに関する記録は、子ども別のファイルに分かりやすくまとめてあり、職員だけでなく児童福祉司等がいつでも閲覧できるように管理されている。</p>		
(2) 観察会議等の実施		
No. 60	観察会議が適切に実施されているか	s・a・b・c
<p>子どもの生活状況は、日誌等に毎日詳細に記録し、引き継ぎを通して情報共有を行っている。また、職員連絡票や各職員に配備している情報端末のシステムを活用して、職員間で継続的・統一的な対応が取れるよう工夫している。援助方針会議に提出する観察会議録の作成に当たっては、子どもの担当職員が、他の職員や児童福祉司・児童心理司からの見立てや意見、子どもの意向等を聴き取りまとめているが、関係職員が一堂に会しての会議は実施していない。今後、リモート機器を利用するなどの何らかの工夫を行い、関係職員が揃って議論をする場の設定について検討することが望まれる。</p>		

V 一時保護の開始及び解除手続き

1. 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携		
No. 61	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	s・a・b・c

<p>子どもの入所の際は、児童福祉司からの情報のほか、児童福祉司を通して関係機関からも家庭環境や子どもの情報を聴き取るようにしている。入所時面接では、子どもの心身の状況等を把握して、適切なケアができるよう記録や引継ぎ等で職員間の情報共有に努めている。得られた情報を基に、必要とされる支援や具体的な対応方法や留意すべき点等をまとめ、その後の支援を展開している。保護所での生活に必要なとされる衣類や日用品等については全て用意されており、入所した当日に支給または貸与している。</p>		
<p>(2) 子どもの所持物</p>		
No. 62	<p>一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</p>	<p>s・a・㉑・c</p>
<p>子どもの所持物については、「全員が個室で生活できる設備になっていないため、所持品の破損や紛失のおそれが高い」という理由から、原則として個人の所持物は持たせていない。所持物は所持品預かり台帳に記録し、子どもに確認の署名をしてもらってから倉庫に保管している。子どもにとって心理的に大切なもの（例えば、いつも身近に置いていた毛布やぬいぐるみ等）については、子どもと話し合った上でできる限り手元に置くようにしている。現在の、所持物の取り扱いについては、ガイドラインにできるだけ沿うよう見直しについて検討することが期待される。</p>		

2. 解除手続き

<p>(1) 保護解除に係る支援・連携</p>		
No. 63	<p>保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか</p>	<p>s・㉒・b・c</p>
<p>職員が、施設や里親と直接かかわることはないが、保護解除にあたっては、担当職員が、保護児童入所時調査記録・保護経過及び行動観察記録・観察会議録等の書類の写しを児童福祉司に渡し、必要な情報を適切に提供している。</p>		
<p>(3) 子どもの所持物</p>		
No. 64	<p>保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか</p>	<p>s・㉓・b・c</p>
<p>保護解除の際は、保管していた所持物について、子どもの面前で所持品預かり台帳と所持品を照らし合わせ、確認した上で子どもに受領証に署名してもらい返還するという手順を取っており、書面等を点検した結果適切な対応が行われていることが確認できた。</p>		